

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係） 適用区分表			別表（第2条関係） 適用区分表		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
小学校及び中学校	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 障害がある児童及び生徒（学校教育法第81条第2項及び第3項に定める特別支援学級の児童及び生徒を除く。）に対して行う当該児童及び生徒の障害に応じた特別の指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	<u>1.5</u>	小学校及び中学校	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 障害がある児童及び生徒（学校教育法第81条第2項及び第3項に定める特別支援学級の児童及び生徒を除く。）に対して行う当該児童及び生徒の障害に応じた特別の指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	<u>1.25</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。